

〒 101-0052

東京都千代田区神田小川町1-1
山基ビル5F

生和コーポレーション株式会社 東京支店 不動産部

SEIWA セイワグループ
生和コーポレーション株式会社
生和不動産保証株式会社 生和不動産株式会社
生和アムニティ株式会社
生和ビル管理株式会社

宛名を封筒に貼り付けてご利用ください

本通知書は、
解約日の1ヶ月前『必着』です。

ご不明な点がございましたら、下記
電話番号までお問い合わせください。

TEL 03-6811-0451

FAX 03-5280-9722

＜キリトリ＞ ✂

解約通知書

記入日 年 月 日

物件所在地 (〒)	
物件名	号室 駐車場
借主名	印 明渡(立会)希望日 年 月 日・未定
	解約日 年 月 日
電話番号 ()	引越予定日時 年 月 日・未定
携帯電話 ()	時頃
退去後のご連絡先 (〒 -)	
電話番号 ()	携帯電話 ()
メールアドレス	<input type="checkbox"/> スマホ・PC用 @ <input type="checkbox"/> 携帯電話用
退去理由	1 転勤 2 手狭 3 経済的理由 4 一戸建購入 5 マンション購入 6 名義変更 7 その他()

借主は、上記賃貸借契約を解約し、記載の解約日迄に本物件を明け渡します。尚、明渡しが遅延した場合には、建物賃貸借契約書に記載の明渡遅延損害金及び損害賠償金をお支払いします。

【解約通知書のご提出について】

- ① 本物件を解約される場合には、必ず本通知書を郵送にてご提出ください。ご提出期限は、解約日の1ヶ月前必着とさせていただきます。到着に要する日数を考慮の上、余裕を持ってご郵送ください。なお、口頭・電話等、文書郵送以外の方法による解約のご連絡はお受けできませんのでご了承ください。
- ② 本通知書は、解約日(契約更新をされない場合は契約満了日)より1ヶ月前迄にご提出下さい。本通知書の到着日より解約日(契約更新をされない場合は契約満了日)までの予告期間が1ヶ月に満たない場合は、本通知書の到着日より1ヶ月分の月額賃料をお支払いいただくこととなります。
- ③ 本通知書のご提出以降は解約の取消、変更はできません。
- ④ 退去時には必ず本契約書・鍵類・カード類等を返却して下さい。
- ⑤ 本通知書の到着後、内容確認、及び明渡日の訪問立会いの日時設定のため、貸主又は貸主のグループ企業及び業務提携先企業より電話・SMS・メールにてご連絡いたします。
- ⑥ 公共料金の精算、火災保険解約手続き、新聞・電話・インターネット等の住所変更または解約手続き、郵便物の転居届(e転居)、粗大ゴミの処分を計画的に行ってください。